

成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律の施行期日を定める政令

御名 御璽

令和元年十一月二十九日

内閣総理大臣 安倍 晋二

政令第百六十九号

成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（平成三十年法律第二百四号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律の施行期日は、令和元年十二月一日とする。

文部科学大臣 萩生田光一
厚生労働大臣 加藤勝信
内閣総理大臣 安倍 晋三